

盛岡広域振興局長告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、都南土地改良区（盛岡市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年10月25日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 就任

(1) 理事

佐々木 章 一	盛岡市乙部29地割56番地
板 山 格	〃 大ヶ生18地割30番地
佐々木 充 吾	〃 乙部29地割58番地 4
田 山 俊 久	〃 〃 7 地割69番地
藤 原 敏 彦	〃 〃 15地割31番地 1
藤 原 章 善	〃 手代森 9 地割57番地
坂 本 光 雄	〃 〃 22地割6番地
北 田 邦 男	〃 〃 24地割37番地
藤 村 義 孝	〃 〃 26地割30番地

(2) 監事

佐々木 昭 夫	盛岡市乙部28地割29番地 4
北 田 晴 男	〃 黒川13地割14番地

2 退任

(1) 理事

北 田 征 勝	盛岡市手代森20地割61番地
佐々木 章 一	〃 乙部29地割56番地
藤 村 正 市	〃 手代森27地割24番地 1
藤 村 与 佐 雄	〃 〃 17地割72番地
藤 原 秀 也	〃 〃 9地割53番地 1
佐々木 充 吾	〃 乙部29地割58番地 4
田 山 俊 久	〃 〃 7 地割69番地
佐々木 良 一	〃 〃 17地割10番地
板 山 格	〃 大ヶ生18地割30番地 1

(2) 監事

佐々木 昭 夫	盛岡市乙部28地割29番地 4
北 田 晴 男	〃 黒川13地割14番地